

肥料価格高騰対策事業補助金 申請要項

1. 申請期間

令和8年5月18日（月）から同年7月31日（金）まで

2. 申請書類の提出方法

(1) 郵送による申請

「2. 申請書類」に定める書類を、以下の送付先へ郵送してください。
令和8年7月31日（金）の消印有効です。

【送付先】

・ 東区にお住まいの方

〒812-0061 福岡市東区筥松2丁目19-16
JA福岡市東部 営農生活課

・ 博多区、中央区、南区、城南区、早良区、西区にお住まいの方

〒810-0001 福岡市中央区天神4丁目9-1
JA福岡市 農業振興課

(注) 各JA組合員の方は、所属するJAが窓口となります。

【注意事項】

- ・ レターパックや簡易書留等、郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ・ 郵送時は封筒等に差出人の住所及び申請者名を明記してください。
- ・ 書類の記入にあたっては、消せるボールペン等は使用しないでください。
- ・ 提出された書類は返却しません。必要書類は、申請書等の所定の様式を除き、写しを提出してください。

(2) 窓口での申請

申請期間中、福岡市内のJA各支店で申請の受付をしていますので、
「2. 申請書類一覧」に定める書類をご準備のうえ、お越しく下さい。

3. 問い合わせ先

○申請に関すること

・ 東区にお住まいの方

JA福岡市東部 営農生活課
電話番号：092-621-4696

・ 博多区、中央区、南区、城南区、早良区、西区にお住まいの方

JA福岡市 農業振興課
電話番号：092-711-2063

○制度に関すること

福岡市農林水産局 農業振興・イノシシ等対策担当
電話番号：092-711-4852

1. 補助概要・要件

(1) 趣旨

本補助金は、物価高騰により生じている農家の経営負担を緩和するため、国の重点支援地方交付金を活用し、肥料価格上昇分の一部を補助し、農家の経営安定及び生産基盤の維持を図ることを目的としています。

(2) 支給要件

支給要件は以下の①②③とし、申請者は全ての要件に該当する必要があります。

①令和7年の農業所得に係る販売金額が50万円以上であること

②令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、法人にあっては本店、個人にあっては住所を市内に有していること※1

③耕種農業を営み、かつ、今後も営農を継続する意思があること※2

※1 令和7年4月1日から令和8年3月31日までのいずれかの日において住所があればよく、期間内で連続して住所を有することは不要

※2 耕種農業とは、水稲、麦類、野菜、果樹、花き、飼肥料作物等の栽培をいう

<参考>

「農業所得に係る販売金額」とは、青色申告決算書又は収支内訳書の「販売金額」欄の金額です。

令和 0 年分所得税青色申告決算書

住 所	業 種 名
フリガナ氏名	農 園 名
	電 話 号

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)

提出用	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目
	販 売 金 額 ①		作 業 用 衣 料 費 ⑩		差 引 金
収	事 業 消 費 金 額 ②				
入	雑 収 入 ③				
	小 計 (①+②+③) ④				
金	農 産 物 の 期 首 ⑤				
額	棚 卸 高 期 末 ⑥				
	計 (④-⑤+⑥) ⑦				

令和 0 年分収支内訳書 (農業所得用)

住 所	業 種 名
フリガナ氏名	農 園 名
	電 話 号

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

提出用	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
	販 売 金 額 ①		修 繕 費 ①	
収	事 業 消 費 金 額 ②		動 力 光 熱 費 ②	
入	雑 収 入 ③		作 業 用 衣 料 費 ⑩	
	小 計 (①+②+③) ④		農 業 共 済 掛 金 ⑤	
金	農 産 物 の 期 首 ⑤		荷 造 運 賃 手 数 料 ⑦	
額	棚 卸 高 期 末 ⑥		土 地 改 良 費 ⑧	
	計 (④-⑤+⑥) ⑦		他 ⑨	

○雇入費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現
	延日	現
その他(人分)		

2. 申請書類一覧

【個人事業者の方】

	提出物	詳細
<input type="checkbox"/>	申請書兼請求書兼誓約同意書（様式第1号【個人事業者用】）	
<input type="checkbox"/>	本人確認書類（写し）	4 ページ
<input type="checkbox"/>	通帳等の振込先を確認できる書類（写し）	4 ページ
<input type="checkbox"/>	令和7年確定申告書（第一表）（写し） ※マイナンバーは見えないようにしてください	5 ページ
<input type="checkbox"/>	青色申告決算書または収支内訳書（写し）	6 ページ

※確定申告の義務がないため申告を行わなかった場合は、売上傳票等の令和7年の農業収入に係る販売金額を確認できる書類を提出してください。

【法人の方】

	提出物	詳細
<input type="checkbox"/>	申請書兼請求書兼誓約同意書（様式第1号【法人用】）	
<input type="checkbox"/>	代表者の本人確認書類（写し）	4 ページ
<input type="checkbox"/>	役員名簿（様式第2号）	
<input type="checkbox"/>	通帳等の振込先を確認できる書類（写し）	4 ページ
<input type="checkbox"/>	申請日時点における直近の法人税確定申告書（別表一） （写し）	5 ページ
<input type="checkbox"/>	決算書等の令和7年の農業収入に係る販売金額が確認できる書類 （写し）	6 ページ
<input type="checkbox"/>	法人設立届出書（写し） ※創業後間もなく一度も決算又は確定申告を行っていない場合	

※申請にあたっては、次ページ以降の注意事項を必ずご確認ください。

3. 必要書類に関する注意事項

◇本人確認書類（写し）

次のいずれかの写しを提出してください。

※申請日時点で有効期限内のものに限ります。

※顔写真や文字が黒つぶれしている場合は不備となります。

- ・ 運転免許証（両面）（運転経歴証明書で代替可）
- ・ マイナンバーカード（オモテ面のみ）
※通知カード不可
※個人番号（マイナンバー）が記載されたウラ面は提出しないでください。
- ・ 住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ・ 在留カード、特別永住者証明書（両面）
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）

上記を保有していない場合は、下記で代替することができます。

- ・ 住民票の控え＋パスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方
- ・ 住民票の控え＋各種健康保険証（両面）の両方

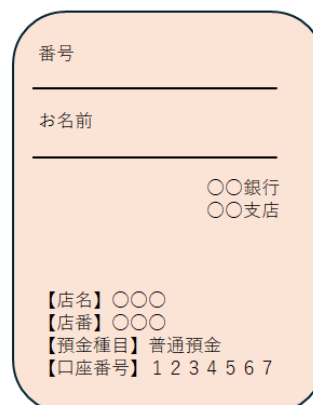
◇通帳等の振込先を確認できる書類（写し）

- ・ 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人 が確認できるものを提出してください。（通帳の表面及び1・2ページ目の見開き部分等）
- ・ ネットバンキングなどで通帳がない場合は、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できる電子通帳の画面等の画像を提出してください。
- ・ 振込先口座は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。
また、日本国内の口座に限ります。

・通帳のオモテ面



・通帳を開いた1・2ページ目



◇確定申告書（写し）

（１）個人事業者の場合

- ・ 令和7年分の所得税確定申告書の第一表の控え

（２）法人の場合

- ・ 直近の法人税確定申告書別表一の控え

※マイナンバーが記載された確定申告書類を提出する場合は、黒塗りするなど見えないようにして提出してください。

e-Taxの場合

- ・ 確定申告書の上部に「受付日時」と「受付番号」が記載されている必要があります。記載されていない場合、「受信通知」の添付が必要となります。

e-Taxでない場合

- ・ 確定申告書に税理士の押印がない場合、「納税証明書（その2 所得金額の証明）」等、営業実態が確認できる書類を提出してください。

◇決算書等（写し）

（1）個人事業者の場合

青色申告の場合

- ・ 令和7年分の青色申告決算書の1枚目

白色申告の場合

- ・ 令和7年分の収支内訳書の1枚目

※確定申告をしていない場合は、

売上傳票等の令和7年の農業収入に係る販売金額を確認できる書類
を提出してください。

（2）法人の場合

令和7年の農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）

4. 申請に関するお知らせ

(1) 申請内容に不備があった場合

- ・申請内容に不備があった場合や支給要件を確認できない場合、申請内容の確認や不備又は追加書類の提出について連絡します。
- ・内容についての説明をいただけない時や、指定する期日までに不備・追加書類を提出いただけない時は、当該申請は取り下げられたものとみなします。

(2) 補助金の支給

- ・申請内容を審査し、適正と認められる場合は補助金を支給します。
- ・審査結果は、後日郵送する「肥料価格高騰対策補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書」でお知らせし、補助金は申請された金融機関口座に振り込みます。

5. その他

- ・補助金の支給後、虚偽の申請等不正な行為が判明した場合は、補助金の返還を求めるとともに、加算金及び延滞金を請求します。
- ・補助金の支出事務を円滑かつ確実に実施するため、必要に応じて事業内容等に関する調査・確認を行うことがあります。
- ・福岡市税務担当課に市税等の課税及び納付状況について照会を行うことがあります。
- ・申請者（代表者及び役員）の個人情報について、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを照会するため、福岡県警察に提供します。
- ・申請にあたり提出された情報は、補助金の審査・支給に関する事務に限り使用し、誓約・同意事項を除き他の目的には使用しません。
- ・提出された申請書類等は返却しません。
- ・この補助金は課税の対象となります。

よくあるお問い合わせ（FAQ）

Q 1 福岡市外に住んでいますが、福岡市内で営農しています。補助金を支給することは可能ですか。

A 1 本補助金は、福岡市内に住所（個人事業者等の場合）又は本店（法人の場合）がある農業者を対象としていますので、福岡市外に住所がある方は支給の対象外となります。

Q 2 福岡市内に住所（本店）の所在地がありますが、福岡市外で営農しています。補助金を申請することは可能ですか。

A 2 本補助金は、福岡市内に住所（個人事業者等の場合）又は本店（法人の場合）がある農業者を対象としており、営農地が福岡市内である必要はありませんので、申請することは可能です。

Q 3 農業所得に係る販売金額が50万円以上なければいけないのはなぜですか。

A 3 自家消費中心ではなく、一定の規模で営農しており、肥料価格高騰の影響を強く受ける農家を支援するため、販売金額の要件を設定しています。

Q 4 農業所得に係る販売金額には、消費税を含みますか。

A 4 農業所得に係る販売金額は、消費税を含んだ税込金額です。

Q 5 私のほか、子どもも確定申告しています。それぞれ申請できるでしょうか。

A 5 同一世帯でもそれぞれが農業経営を行っており、別々に確定申告している場合は、それぞれが申請できます。